

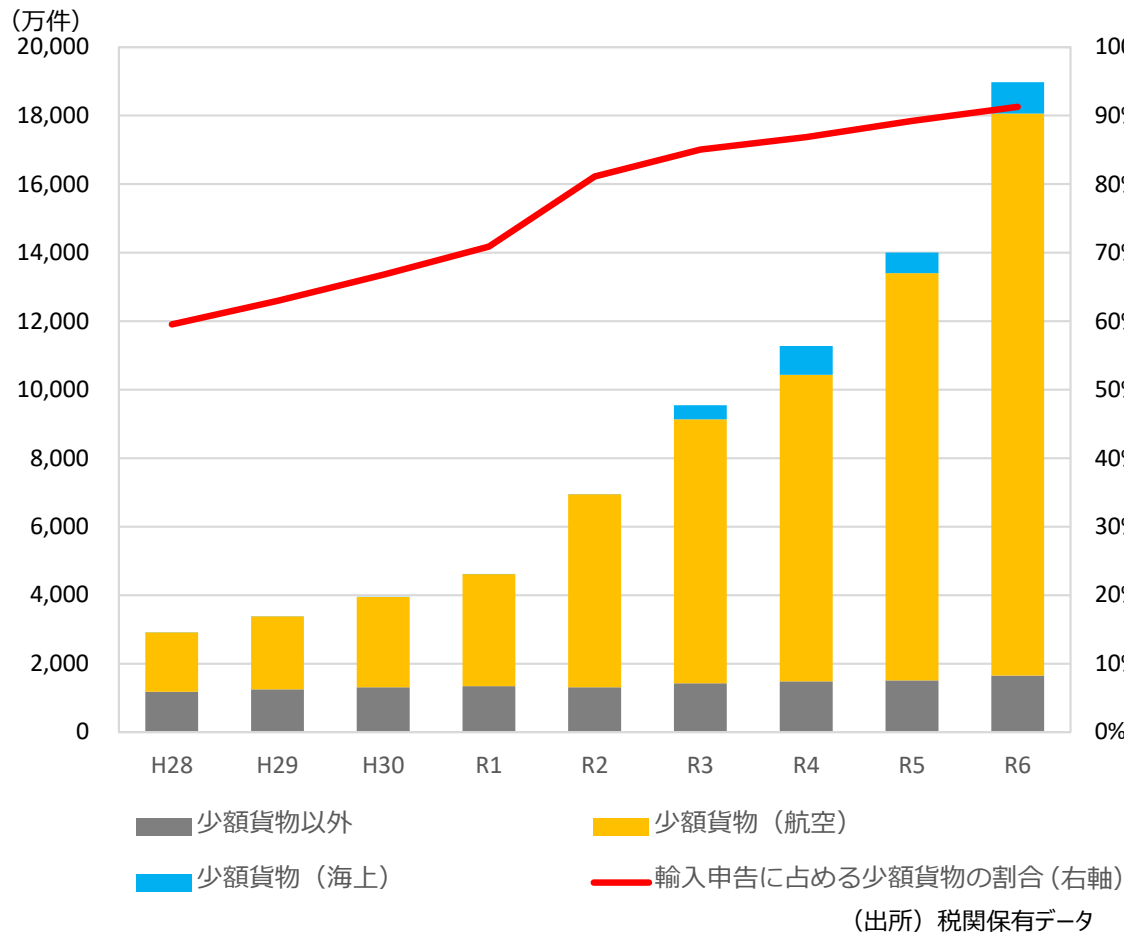
少額貨物の輸入状況等について

令和 7 年 5 月 1 4 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

少額貨物に関する税関を取り巻く状況

- **輸入件数の増加が継続。**令和6年の輸入許可件数は約1億9,000万件と前年比約35%増加。**少額貨物（課税価格1万円以下）**の令和6年の輸入許可件数は約1億7,000万件で、**全輸入許可件数の約9割を占める。**
- 不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数が増加傾向にある中、多数の少額貨物が輸入されることにより**水際取締り上の懸念が増大。**

少額貨物等の輸入許可件数の推移



水際取締り上の懸念

- 令和6年の不正薬物全体の摘発件数は1,020件（前年比24%増）、押収量は初めて2年連続で2トンを超えている。
- 令和6年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は3万3千件を超え、過去最多を更新し、極めて深刻な状況となっている。



【覚醒剤の摘発事案】
摘発官署：横浜税関
摘発年月：令和6年10月
仕出国：メキシコ
犯則物件：覚醒剤約59kg



【商標権侵害の告発事案】
摘発官署：東京税関
摘発年月：令和6年10月
仕出国：中国
侵害物品：衣類34点

消費税に係る少額免税制度の見直しに向けての動き

- 越境電子商取引の市場拡大に伴い、**内外事業者の課税の公平性の確保等**に関する問題が顕在化。こうした状況を受け、少額免税制度（注）の見直しを含め、当該取引に係る適正な消費税の課税のあり方について政府税調等で検討が行われている。

（注）**課税価格の合計額が1万円以下の少額輸入貨物について、関税及び消費税を免除**（酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない）。ただし、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。

- 具体的には、昨年11月の政府税調専門家会合において、「消費税に係る少額輸入免税制度について、**国内外の事業者間のイコルフットイング**を図る観点から見直しを行うべきか」との論点が提起された。また、本年5月の政府税調専門家会合においても、消費税に係る少額輸入免税制度を見直す場合の課題等について紹介されており、その際、通関実務への影響についても議論がなされている。

（参考） 政府税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」での主な意見

（令和6年11月13日）

- ・ **越境EC**に関しては、**国内事業者とのイコルフットイングを考えるべき**であり、海外事例を参考にしながら少額免税制度の見直しを進めていくべきでないか。
- ・ **海外事業者による格安越境EC**が非常に伸びており、この**ビジネスモデル自体が少額免税制度を利用したもの**となっており、国内事業者との競争においてアンフェアな状況であり、迅速に対応する必要。
- ・ 国内で真面目に税金を納めている人が意識しないところで損をして、**国際競争力を持てなくなっている。加速的に検討しなければならない。**
- ・ 少額免税制度の見直しについては、**円滑な通関と適正な課税を両立できるよう進めることが肝要。**